

平成30年第5回（9月）議会定例会会議録

招集年月日	平成30年9月19日		
招集の場所	川北町議会議場		
開会宣告日時	平成30年9月19日 午前10時01分		
閉議宣告日時	平成30年9月19日 午前10時49分		
応招議員	1番 井波秀俊	2番 山村秀俊	3番 森 作治
	4番 西田時雄	5番 田中秀夫	6番 苗代 実
	7番 作田良一	8番 坂井 毅	9番 作田 毅
	10番 山先守夫		
不応招議員	なし		
出席議員	1番 井波秀俊	2番 山村秀俊	3番 森 作治
	4番 西田時雄	5番 田中秀夫	6番 苗代 実
	7番 作田良一	8番 坂井 毅	10番 山先守夫
欠席議員	9番 作田 毅		
会議録署名議員	4番 西田時雄	5番 田中秀夫	6番 苗代 実
地方自治法第121条の 規定により説明のため 出席した者の職氏名	町 長 前 哲雄 総務課長 川北征章 福祉課長 村田真寿美 土木課長 山本忠浩	副町長 山岡正見 税務課長 中村都志子 産業経済課長 吉岡友次 学校教育課長兼社会教育課長 中田利明	教育長 室谷敏彦 住民課長 大山恭功
職務のため議場に出席 を求めた者の職氏名	事務局長 奥村栄一		
議 事 日 程	別紙のとおり		
会議に付した事件	別紙のとおり		
会議の経過	別紙のとおり		

平成30年第5回

議 事 日 程 (第2号)

川北町議会定例会

平成30年9月19日 午前10時開議

第1 一般質問

第2 議案第35号から議案第47号及び報告第6号(一括議題)

《再開、会議》

◇議長 山先守夫

作田議員より欠席届が出ており、本日の出席議員数は9名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

(午前10時01分)

《一般質問、答弁》

◇議長 山先守夫

日程第1 一般質問を行います。

発言の通告が参っておりますので、順次発言を許可します。

2番 山村秀俊君。

◇2番 山村秀俊

はい、議長。

9月議会定例会に、一般質問の機会を頂きましたので、次の3点について分割質問方式により、お尋ねしたいと思います。

1点目は、「生活の足」に関するアンケート調査の実施についてお尋ねします。

これまでの公共交通に関する「町内バスの運行」や「高齢者の代替交通手段」などの質問に対する答弁では、どの程度の規模や内容を想定し、それに伴う初期投資費用やランニングコストが、どれだけ大きくて困難なものなのか。その指標が示されず内容がわかりづらいものとなっています。

現在他の自治体では、スクールバスを兼用した代替バスの運行や、複数自治体による共同運行、タクシーやバスのチケットの発行など、様々な運用が図られています。

川北町になぞらえれば、保育所の送迎バスを廃止又は変更し、町内循環バスやデマンド型交通への代替移行や、福祉バスとの併行運用などとなり、免許返納者への支援制度も、より一層充実するのではないかと考えます。

これらの点から、想定される利用対象者に対しアンケート調査を実施し、この結果を踏まえた上で、町の規模と現況に相応しい交通網の形成を検討してはどうかと考えます。

高齢化と人口減少の加速に伴い、地域社会を守るためには、町が公共交通を担う必要があり、公共交通に頼らざるを得ない後期高齢者が年々増加します。

そこで、お尋ねします。

町内循環バスや、代替交通手段、運転免許証の自主返納者への支援制度等、「生活の足」に関するアンケート調査の実施について、町当局の考えをお聞かせください。

◇議長 山先守夫

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

お答え致します。

町では、他の市町のようにコミュニティバスを民間バス会社に委託した場合に、以前申し上げた様に、初期費用・ランニングコスト等、経費はどれくらいかかるのか、また、福祉バスの巡回を拡張した場合、法的にはどうなるのか石川運輸支局に出向いて、指導や助言も受けております。

その他ですが、いくつかの自治体のコミュニティバスやデマンドタクシー等の運行についての情報も入手し、研究して参っております。

お尋ねのアンケート調査についてですが、平成28年3月に「総合戦略」や「基本構想」を策定した際に、アンケートを実施しておりますし、その後の有識者会議でも色々なご意見も頂いておりますので、所謂、アンケート調査等の実施は、現在考えておりません。

町では、今現在ですが、福祉バスを充実・発展させた「巡回バスの運行」などに向け、色々と検討を重ねていますことを申し上げ、答弁と致します。

◇2番 山村秀俊

議長、二番。

◇議長 山先守夫

2番 山村秀俊君。

◇2番 山村秀俊

2点目は「地域防災計画の見直し内容」についてお尋ねします。

平成27年12月議会において、避難所の追加指定についての質問に対し、「地域防災計画の見直しの際に、既存の指定避難所・福祉避難所以外に、学習等供用施設・児童館・文化センター等の追加を検討する」との答弁でした。

既存の避難所に隣接して、追加の避難所を指定し、集約化・集中化することは、避難者に対しより効果的・効率的に対応できるメリットがあります。

反面、既存の避難所・追加の避難所にいざ避難の際は、車で移動することから、駐車場所が重複しており、施設そのものへの避難が困難になるのではないかと考えますし、車の中で寝泊まりする「車中泊」等が懸念されます。

また、平屋建ての福祉避難所は、水害対策用として果たして機能するのでしょうか。

町民からも「鉄骨2階建の集会所兼避難所が必要」との声が寄せられています。

近年は、限られた場所へのゲリラ的な集中豪雨など、想定外の災害が増えており、場合によっては、民間企業との緊急避難場所協定も必要ではないかと考えます。

そこで、お尋ねします。

現在、川北町において「地域防災計画の見直し」をされているとのことですが、今ほど申し上げました内容をも踏まえ、その「見直し」とは、どのような内容を想定されているのでしょうか。町当局の考えをお聞かせください。

◇議長 山先守夫

総務課長 川北征章君。

◇総務課長 川北征章

はい、議長。

お答えを致します。

現在、見直しを行っております主な内容は、国土交通省が昨年見直しを行いました「手取川水系の洪水浸水想定区域」に伴い、「町のハザードマップ」や「要配慮者避難支援」、そして「指定避難所」に関する事等について、検討を行っているところであります。

更に、川北町は全域が浸水想定区域内に含まれておりますので、近隣の市への広域避難についても、検討しなければならないと考えております。

また、その他の内容につきましても、現在見直し中であるということをお知らせし、答弁と致します。

◇2番 山村秀俊

議長、二番。

◇議長 山先守夫

2番 山村秀俊君。

◇2番 山村秀俊

3点目は「特設公衆電話の設置」について、お尋ねします。

特設公衆電話については、災害時にのみ使用し、使用する際は優先的に繋がることや、停電時でも使用が可能であり、通話料も無料とのことから一部の自治体で設置されています。

また費用面では、回線の設置工事費はN T Tが負担し、町の負担は電話機代のみとのことから、大きな負担にはならず、特に高齢の方や障害のある方で、いわゆる「情報弱者」と言われる方々のために必要な施策と考えます。

そこで、お尋ねします。

川北町においても、想定外の災害の発生に備えて、通信手段を確保し、避難者の安否確認等に役立てるために「特設公衆電話の設置」について、町当局の考えをお聞かせください。

◇議長 山先守夫

総務課長 川北征章君。

◇総務課長 川北征章

はい、議長。

お答えを致します。

特設公衆電話の設置について、県内の状況を調査致しました所、4市3町で58箇所、64台の設置がございました。

現在、町では小・中学校をはじめとする避難所及び、福祉避難所を合わせて14箇所を指定致しております。

近年は携帯電話が普及し、便利になっておりますが、災害時には回線が込み合いつながりにくくなるのが現状ではないかと思えます。

その様な時に優先的につながる「特設公衆電話」は、有効な連絡手段の一つでもあると考えておりますので、今後、検討して参りますことを申し上げ、答弁いたします。

◇議長 山先守夫

3番 森 作治君。

◇3番 森 作治

はい、議長。

9月議会定例会に、一般質問の機会を頂きましたので、次の2点について一括質問方式により、お尋ねしたいと思えます。

7月の西日本豪雨、また9月に入り台風21号の関西圏直撃。そして北海道地震など、大災害が続発しました。亡くなられた方々のご冥福をお祈りすると共に、被災された方々には心からのお見舞いを申し上げます。

本年は「観測史上1位」「数十年に1度」「記録的」という言葉が連日のように報道され、もはや「異常気象」が「日本の気候」になりつつあるように感じます。

では、お尋ねします。

一昨年6月議会定例会に於いて、私からの総合防災訓練の進捗状況についての質問に対し、町長は「地区の防災組織、関係機関などと協議をしながら、綿密に計画を進めたい」との答弁をされています。

防災行政無線の完成から既に1年以上経過しております。

総合防災訓練については、一刻も早く、そして継続した開催が必要と考えますが、その後の進捗状況はどのようになっているのでしょうか、町当局のお考えをお尋ねします。

次の質問に入ります。

一連の災害の後、テレビなどでは避難所の様子が映し出されます。

避難所は大概が体育館であり、過酷な避難所生活に耐えている住民を目にします。

短期ならまだしも、家を失った人は長期の避難生活を強いられます。

さて、内閣府から「スフィア基準」を参考にした「避難所運営ガイドライン」が、平成28年4月に作成されております。

しかし、避難所の様子は、そのガイドラインとは乖離したものであり、配慮の必要な方々や、女子・子ども達に我慢を強いる様な避難生活は避けなければならないと思えます。

では、お尋ねします。

内閣府作成の「避難所運営ガイドライン」には、平時において避難所運営体制を確立すべきと述べています。

川北町においても「避難所運営ガイドライン」に基づいた避難所設置訓練を行うべきと考えますが、町当局のお考えをお聞かせ下さい。

以上で、私からの質問を終わります。

◇議長 山先守夫

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

お答えします。

本年5月26日に手取川の河川敷で開催されました『手取川・梯川総合水防演習』につきましては、10年に1度ですが、大変大がかりなものでした。総合防災訓練とは、こういったものではないかと考えております。

昨年12月議会で、苗代議員の一般質問でもお答えを致しました通り、地区の防災組織と町が連携し、災害発生時の連絡網の確認、避難所での集団行動など、直接住民の安全につながる、現実に応じた訓練が最も重要ではないかと考えてもおります。

これまで町では、独自に職員の緊急招集訓練を実施しておりますが、今年度は町職員と地区と連携し、避難所の受付や連絡体制の確認などを行なう訓練を計画致しており、現在、1つの地区が町と連携した訓練を希望しております。

避難所の設置訓練とその運営につきましては、国や県の指針に基づいた「川北町避難所運営マニュアル」を作成しており、それに基づいての訓練にしたいと考えております。

各避難所には、運営のための各種備品が配備されていますので、いつでも活用できるようになっております。

既に、独自で防災訓練を実施している地区は何地区もございますが、例えば、住民の安否確認の基となる名簿は、現住所がその地区にあっても、施設への入所、県外大学への進学、単身赴任など様々な事情で居住地と現住所が一致しない方もいますので、その地区でなければ正確な名簿は作成できないのが現状であります。

地区でそういったことをしっかり把握し、名簿を毎年更新しながら、避難後に取り残されている方の安否確認訓練を実施している地区もございます。

更に非常時の災害食品を地区の防災倉庫に備蓄し、訓練の際に試食する等の取り組みを行っている地区もございます。

これからは、各地区と連携を深めながら、町民の安全に密着した訓練を実施して参ります事を申し上げ、答弁と致します。

◇議長 山先守夫

8番 坂井 毅君。

◇8番 坂井 毅

議長。

一般質問 3 点について、分割質問方式で質問したいと思います。

3 人とも防災に関する質問なのですが、私は 1 問目は防災士に関する質問をしたいと思っています。

近年、異常気象による豪雨被害が頻繁に発生をしております。今年も 7 月に岡山・広島・愛媛を中心とした西日本豪雨災害が発生しました。

災害時において迅速に適切な初期活動を行うことは極めて重要であり、町では各地区との連携が被害を最小限にとどめるものと考えております。

また、各地区においても、防災訓練を通じての防災意識の啓発や防災士の育成などを通じて、より防災力の向上が図られるものと考えております。

そこで、各地区の防災士を集めた町全体の研修等を行う事が、町全体の防災力を高めるためにも必要だと思っておりますが、町当局の考え方を伺います。

◇議長 山先守夫

総務課長 川北征章君。

◇総務課長 川北征章

はい、議長。

お答えを致します。

町では、災害の発生に備え、平成 23 年から防災組織の設置や防災士養成講座の受講を呼びかけており、現在 17 地区で防災組織が結成され、男性防災士が 36 名、女性防災士が 11 名の、合わせまして 47 名の防災士の方が登録されています。

今後は更に、女性防災士の養成に努めて参りたいと考えております。

お尋ねの「防災士の研修等」についてであります。町では毎年、防災士を含めた各地区の代表者の方にお集まりを頂きまして、地区の自主防災活動事例報告会を開催致しております。

その際に、県の防災アドバイザーの方による講演も実施致しております。

また、防災士の方には、県主催のスキルアップ研修にも参加を呼びかけ、防災士としての技術向上にも努めて頂いております。

一部の地区ではありますが、まだ防災組織が設置されていない地区もございます。

町では、組織の立ち上げや防災用資機材の整備に対する助成も行っておりますので、是非、全地区で防災組織を立ち上げて頂きます様、皆様方のご協力をお願いし、答弁と致します。

◇8 番 坂井 毅

議長 8 番

◇議長 山先守夫

8 番 坂井 毅君。

◇8 番 坂井 毅

それでは防災関係について再質問をさせていただきます。

防災士というのは、阪神淡路大震災の教訓から誕生しました。今年8月末時点で、153,888名の防災士が全国で活躍中であります。そこで災害時の避難所の運営、それから支援ボランティア活動の取組や、災害からの被害を最小限にとどめる。地域自治体との連携した防災士の啓発活動等、防災士の活躍が期待されております。

これからは防災士の研修を兼ねた町と地域との避難訓練等の積み重ねが重要かと思われまます。また、近隣自治体との防災士の連携強化、これも大事ではないかと思いますが、再度、町当局の考えをお伺い致します。

◇総務課長 川北征章

はい、議長。

◇議長 山先守夫

総務課長 川北征章君。

◇総務課長 川北征章

只今の再質問について、お答えを致します。

只今ご意見をいただきまして、それにつきまして、今後、町といたしましても検討して、十分協議をしてまいりたいというふうに考えておりますので、答弁いたします。

◇8番 坂井 毅

議長 8番

◇議長 山先守夫

8番 坂井 毅君。

◇8番 坂井 毅

町当局から再度検討するというので、前向きに検討をお願いしたいと思います。

それでは2点目について、質問を致します。

今、西部地区では、敦賀までの北陸新幹線の工事が急ピッチで進められています。

また、加賀海浜産業道路も町道草深～橘新線に接続する計画であります。

これらにより、従来の通学路に変わり、新たに橘新地区から橘地区までの農道が通学路となり、その農道から加賀産業開発道路、県道の横断は地下道になる計画であります。

そこで、子供達の安全性を考慮し、新しい通学路、現在は農道であります、舗装出来ないか、町当局の考えを伺います。

◇議長 山先守夫

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

「加賀海浜産業道路に伴う通学路舗装」について、お尋ねでございます。

加賀海浜産業道路につきましては、川北町を通る新たな県内の幹線道路として、平成26

年度より事業化され、既に手取川架橋部分など一部の区間で工事が始まっています。

計画では、地元からの要望を考慮し、既存の通学路を変更し、今ほどご質問にありました橘新地区から国道8号線の地下道を通して、橘地区に繋がる農道が通学路となる予定であります。

ご質問の通学路舗装につきましては、今後、道路整備事業の進捗状況に合わせ、通学児童の安全性を確保するため、必要な整備を確実に実施して参りますことを申し上げ答弁と致します。

◇8番 坂井 毅

議長 8番

◇議長 山先守夫

8番 坂井 毅君。

◇8番 坂井 毅

通学路については、前向きに検討されるということでは有難いと思います。

それでは3問目の質問に入ります。

県道4車線化については、毎年、県に対し早期完成を要望しているところでありますが、進捗状況は思わしくないようでございます。

そこで昨年の「平成30年度県予算要望」に対する県執行部からの回答を見ますと、「未買収用地があることから地元の強力な支援が不可欠であり、ご協力をお願いしたい」とのことです。

また、「壱ッ屋交差点から国道8号線までの区間については、現在事業中区間の整備状況を踏まえ、4車線化の必要性について検討してまいりたい」とのことです。

来年3月には、東部工業団地の造成が完成する予定であります。企業の進出を促進する為にも、今後の町当局の考えをお伺いしたいと思います。

◇議長 山先守夫

土木課長 山本忠浩君。

◇土木課長 山本忠浩

はい、議長。

「県道4車線化」についてお答え致します。

平成29年3月議会で、西田議員から質問があり、全線供用に向けて県と協力すると答えております。

現在も、県と町が地権者に対して、再三、訪問を重ね、話し合いの機会を設けるように鋭意努力しておりますが、相談に応じてもらえないのが現状です。

町民のみならず、日々、通行されるドライバーの方の利便性を阻害している現状を見ますと、早期の供用は誰しもが思っている事でございます。

今後も、県と連携しながら一日も早い用地取得に向け、積極的に進めて参りますことを

申し上げますと致します。

◇8番 坂井 毅

議長 8番

◇議長 山先守夫

8番 坂井 毅君。

◇8番 坂井 毅

今、執行部から回答をいただきました。非常に難しいとの回答ですが、私がこの県の執行部との回答を見る限りでは、何としてでも地元の誠意といえますか、地権者に対するそういう誠意が必要ではないかと思えます。訪問も何回かされているようですが、ここはやはり粘り強く、この問題に対して交渉を続けていただきたいと思っております。

そこで気になる点があります。先ほどの質問の中で、現在事業中区間の整備状況を踏まえ、4車線化の必要について検討してまいりたいという県執行部の回答です。これを見ますと、何か1歩後退するような発言ともとれる回答であります。これはやはり、一部の未買収区間があることから、県も再度考え直しをするのではないかと、私は危惧しております。やはり国道8号線までは、何としてでも4車線化を実現していただきたい。その為にも地元への誠意、地権者との話を続けていただきたいと思っておりますので、再度ご回答をお願いします。

◇土木課長 山本忠浩

はい、議長。

◇議長 山先守夫

土木課長 山本忠浩君。

◇土木課長 山本忠浩

坂井議員の再質問について、お答えを致します。

今ほどのご質問にあるとおり、県が必要に応じて検討して参りたいということでございますが、現在県の方では、4車線の必要に向けて、再度、交通量調査を実施しております。またそれに合わせて町としましても、東部工業団地の交通量調査について、情報提供しております。こうした事を踏まえて、さらに4車線化が延伸出来るように、再度協力していきたいことを申し上げ、答弁といたします。

◇議長 山先守夫

これで、一般質問を終わります。

《委員長報告》

◇議長 山先守夫

日程第2 議案第35号から議案第47号及び報告第6号を一括議題とします。

これから、各常任委員長より、先に付託しました案件の審査の経過並びに結果の報告を

求めます。

総務産業常任委員長 苗代 実君。

◇総務産業常任委員長 苗代 実

議長。

それでは総務産業常任委員会に付託されました案件について、その審査の経過と結果の報告を致します。

議案第 35 号「平成 29 年度川北町一般会計歳入歳出決算の認定について」のうち、その所管に属する関係部分、議案第 37 号「平成 29 年度川北町簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第 38 号「平成 29 年度川北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第 42 号「平成 29 年度川北町工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について」、報告第 6 号「平成 30 年度川北町一般会計補正予算の専決処分の報告並びに承認を求めることについて」、議案第 43 号「平成 30 年度川北町一般会計補正予算のうち、その所管に属する関係部分」、以上の案件について、休会中、慎重審査の結果、全員賛成の意見にまとまりましたので、ここにご報告致します。以上です。

◇議長 山先守夫

教育民生常任委員長 西田時雄君。

◇教育民生常任委員長 西田時雄

はい、議長。

教育民生常任委員会に付託されました案件について、その審査の経過と結果の報告を致します。

議案第 35 号「平成 29 年度川北町一般会計歳入歳出決算の認定について」のうち、その所管に属する関係部分、この中では町の各施設使用料が低料金の為、多くの人々が利用されていますが、この多くの人達を賑わいの創出につなげる工夫を要望する意見がありました。

議案第 36 号「平成 29 年度川北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第 39 号「平成 29 年度川北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第 40 号「平成 29 年度川北町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第 41 号「平成 29 年度川北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第 43 号「平成 30 年度川北町一般会計補正予算」のうち、その所管に属する関係部分、議案第 44 号「平成 30 年度川北町国民健康保険特別会計補正予算」、議案第 45 号「平成 30 年度川北町介護保険事業特別会計補正予算」、議案第 46 号「平成 30 年度川北町後期高齢者医療特別会計補正予算」、議案第 47 号「財産の購入契約について」、以上の案件について、休会中、慎重審査の結果、全員賛成の意見にまとまりましたので、ここにご報告致します。以上でございます。

《質疑・討論・採決》

◇議長 山先守夫

これで、常任委員長の審査の経過並びに結果の報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論は、ありませんか。

討論なしと認めます。

これから、議案第 35 号から議案第 47 号及び報告第 6 号を一括して採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 35 号から議案第 47 号及び報告第 6 号までは、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立 8 名)

はい、着席ください。

起立全員です。

したがって、議案第 35 号から議案第 47 号及び報告第 6 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

《閉議・閉会》

◇議長 山先守夫

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了しましたので、平成 30 年第 5 回川北町議会定例会を閉会致します。

これにて、散会致します。

(午前 10 時 49 分)